

**雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容
(案)及び産業雇用安定助成金の拡充(案)
について**

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容(案)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な特例措置 (※2)	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 8,355円(※3)
	地域特例(※4) 業況特例(※5)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 12,000円
大企業	原則的な特例措置 (※2)	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 8,355円(※3)
	地域特例(※4) 業況特例(※5)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 12,000円

休業支援金等

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な措置 (※3)	8割 8,355円(※7)	8割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 11,000円	8割 8,800円
大企業 (※6)	原則的な措置 (※3)	8割 8,355円(※7)	8割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 11,000円	8割 8,800円

(※1)原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2)生産指標が、前年同期比(前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月5%以上減少している事業主。令和4年10月以降は、生産指標が前年同期比(前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。

(※3)雇用保険の基本手当の日額上限(8,355円)との均衡を考慮して設定。

(※4)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※5)生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(※6)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※7)令和4年7月までの上限額は、8,265円。

(※8)休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ(左記※4)。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

産業雇用安定助成金の拡充（案）

1 制度概要

○コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4 / 5（解雇なし 9 / 10）	2 / 3（解雇なし 3 / 4）
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円 / 1人当たり（定額）	
加算額（生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等）	各5万円 / 1人当たり（定額）	

2 制度拡充案

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事項	現行制度	拡充案
支給対象期間の延長	1年間	2年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに1年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（新設）	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成